



### 今までの医療費控除と新しくできるセルフメディケーション税制とは！！！！

医療費控除とは、1年間（1月1日～12月31日）の家族の医療費の自己負担額が合計10万円（所得によって異なります）以上の場合、その金額から10万円を差し引いた額を所得から控除できる制度です。年間の医療費の自己負担額が10万円を超えない人でも利用できる可能性のある新しい制度「セルフメディケーション税制」（医療費控除の特例）が2017年1月1日からスタートしました。（2021年12月31日まで）

**申請条件**▶確定申告する人が健康保険や予防接種などを受けていることが前提条件です。  
その上で、特定の成分を含んだOTC医薬品（スイッチOTC医薬品）年間購入額の合計が1万2千円を超えた場合、その超えた金額を所得控除できます。  
（生計を一にする家族の分を合算することができます）  
ただし、対象となる医薬品はスイッチOTC医薬品に限られるため、幅広く医療品の自己負担分が対象となる従来の医療費控除に比べると、範囲は狭まります。

	医療費控除	セルフメディケーション税制
対 象	治療又は療養に必要な医薬品、医療費、交通費など	スイッチOTC医薬品 （特定成分を含む市販薬）
対 象 金 額	実際に支払った医療費の合計額などで補填される金額—10万円（もしくは総所得の5%のいずれか低い金額）	スイッチOTC医薬品の購入費用 1万2千円から
上 限 額	200万円	8万8千円
控除を受けるために必要なもの	特になし	確定申告者本人が特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査、がん検診」（※いずれか）を受けていること

※医療費控除かセルフメディケーション税制はどちらかを選ぶ仕組みになっています。  
※控除される金額は「所得×税率」です。（確定申告の時期は2018年は2月16日からです。）

セルフメディケーション税制の対象となる商品には、購入の際の領収書等にセルフメディケーション税制の対象商品である旨が表示されています。購入した医薬品が対象製品である場合、レシートに★印などが印字されています。

※スイッチOTC医薬品とは、もともと医師の処方が必要で買えなかった医療用医薬品を薬局で購入できるように転用したものです。スイッチOTC医薬品の具体的な品目一覧は、厚生労働省ホームページに掲載の「対象品目一覧」をご覧ください。

○	▽	薬 局
◆		領収書 ◆
2018年1月10日（水）		
★○○○		¥1,500
▽▽▽▽		¥2,100
★□□□		¥500
合計		¥4,100
★印はセルフメディケーション税制対象商品		

医療費控除セルフメディケーション税制を賢く利用して家計の負担を小さくしましょう。  
領収書やレシート類は今から整理しておきましょう。

【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA 活動事務局

TEL : 092-947-9003 FAX : 092-947-9192

